

(契約保証金)

**第146条** 予算執行者は、契約を締結しようとするときは、直ちに契約者をして契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 第130条第2項の規定は、契約保証金について準用する。

3 前項に定めるもののほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された当該保証の価値は、その保証する金額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（1） 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ、当該保険証書を提出したとき。

（2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、かつ、当該保証証券を提出したとき。

（3） 契約者が過去2年間に本市若しくは他の地方公共団体若しくは公団若しくは公庫等の政府関係機関又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

（4） 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

（5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

（6） 契約金額が第140条各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める金額以下の随意契約を締結する場合であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

（7） 国若しくは公団若しくは公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と契約するとき。

5 予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない。